



丹波市農業委員会だより



【干支(寅)のしめ縄(氷上町谷村 大森栄司さん宅にて)】

- ◆令和4年度農業振興施策に関する意見書を提出・・・・・・・・・・ 2ページ
- ◆全国農業新聞購読促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- ◆農地のお手続きに関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- ◆地域からのたより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5ページ
- ◆知って得する農業者年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
- ◆農業者年金制度の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
- ◆丹波市農業委員会が定める下限面積について・・・・・・・・・・ 8ページ

令和四年度農業振興施策に関する意見書を提出しました



[意見書を提出する様子]

農業を取り巻く環境は、農業者の減少、高齢化や後継者の確保に係る地域の担い手不足、遊休農地の増加、有害鳥獣による農作物への被害、異常気象に伴う農作物への影響など非常に厳しい状況にあります。更に、令和三年産米の概算

金・買い取り価格は、人口減少などによる消費の減少に加え、コロナ禍による業務需要の低迷で、国の見通しを超えて需要が減少したことが要因となり、全国で大幅に低下しており、稲作経営を直撃しています。このような状況では、離農を選択しなければならぬ水準であり経営を維持できるように早急な対応が必要です。

丹波市農業委員会では、農地に関する相談や農地パトロールなどの日常活動を通じ、農業者の声を幅広く聴く中から、早急な対応が必要なものをとりまとめ、農業委員会等に関する法律第三十八条に基づき、令和四年度農業振興施策の事業計画及び予算編成に向けた意見を令和三年十月二十八日に林市長に提出しました。



「令和四年度農業振興施策に関する意見書」←

- 一. 魅力ある丹波市農業にするために
農産物の振興について
- 二. 農村環境の保全・農地の維持管理について
農業者による公共物等の除草負担軽減について
- 三. 有害鳥獣対策について
 - ① 効率的・効果的な有害鳥獣捕獲の実施について
 - ② 野猪等被害防止柵等設置事業の拡充について

全国農業新聞を読んでもみませんか

農業者の視点でお届けします

- ① 解説に力点を置いた企画編集とニュース報道
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 実務情報と経営者マインド
- ④ 読者の心に訴え、ともに生きる
- ⑤ 老若男女が楽しく読める

発行日・・・毎週金曜日
購読料・・・1カ月700円
購読申し込みは、丹波市農業委員会事務局までご連絡ください。

～ 農地のお手続きに関するQ&A ～

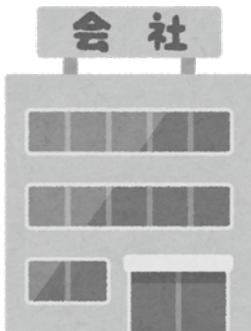
Q. 非農家が耕作目的で農地の権利を取得することができますか？



A. 農家・非農家に関わらず、耕作目的で農地の権利を取得するには、農業委員会へ「農地法第3条」の許可申請をしていただく必要があります。
許可を受けるには「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」などの許可要件を全て満たしていることが必要です。
申請に関する詳細な内容については、お近くの農業委員、又は農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。



Q. 法人が耕作目的で農地の権利を取得することができますか？



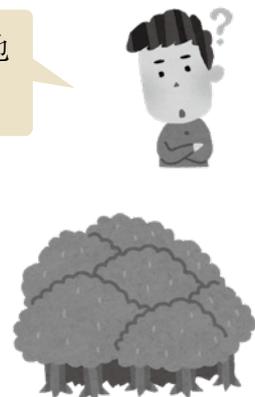
A. 法人が耕作目的で農地の権利を取得するには、上記のQ&Aと同様に、農業委員会へ「農地法第3条」の許可申請をしていただく必要があります。
許可を受けるには「農地法第3条」の許可要件と合わせて、「農地所有適格法人」として「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4つの要件を満たす必要があります。



Q. 登記簿の地目が田又は畑であるが、現況が山林など農地以外である土地を譲渡したい。



A. 登記簿と現況の地目に差異がある場合には、現況に合うように、登記簿の地目を変更する必要があります。地目（田又は畑）を変更するには農地法上の手続きが必要となりますので、お近くの農業委員または農業委員会事務局まで、ご相談ください。
なお、手続きに必要な農地法に関する申請書類は、農業委員会のホームページに掲載しています。



農業委員会のホームページ →



地域からの たより



**村の田んぼは
村の人で守る！**

柏原町北山
北山愛郷クラブ

代表 中道 和夫

十三年前、私が農会長をしている時、田畑を耕す人が減り遊休農地が増えてきました。

その時、先輩方が、「たとえ一枚の田んぼでも村の人間で守れへんでどうするんや。何とか守っていかないとアカンのとちゃうか。」と話があり、「何年かかるかわからんけど、何とか守れる道筋だけでもつけよか?」と、十名程のボランティアで北山愛郷クラブの活動がスタートしました。

平成十九年に集落営農組織育成加速事業の助成金を利用してコンバインを購入し、村の稲刈りも受け入れられるようになり、現在は作業料も少



[北山愛郷クラブの皆さん]

し出せるようになりました。

三年前から会長を受け継ぎ、徐々に次の世代へと受け継がれ続けて来られたのは、今日までの基盤を、身を削って作業をして作って下さった先輩方のお陰と感謝しております、本当に頭が上がらないと思います。

現在、会員十七名で「村の田んぼを自分たちで守っていかう!!」と休みを利用して集まり、皆で楽しく頑張っています。

認定こども園の園児に田植え体験を毎年行っていました。が、コロナ禍で実施出来なくなっているのが寂しいです。今後、たとえ一枚だけの田んぼになっても皆で守っていかうと思っています。

農家・非農家の境を除き、若者皆で守っていける北山にしていくのが夢です。

**地域のお宝を発見して
楽しく地域づくり**

氷上町成松
Bee 夢クラブ

代表 三崎 浩

地域づくり事業の課題解決を「地域のお宝発見」というお題で地域資源を活かして何か出来ないかと、考えている時「この頃、虫が減って農作物の受粉がうまくできず実りが悪い。」という言葉が私たちの活動の始まりでした。

ミツバチが作物の受粉を助



[Bee 夢クラブの皆さん]

け、蜂蜜は身体に良く地域の
方も元気となると考えまし
た。近年、森林破壊が進みミ
ツバチも住宅難で巣をつくる
洞を探しているとか・・・。
ミツバチが良好な環境に巣を
作り、巣箱に入ってくれば
地域の環境の良さのバロメー
ターにもなる。「これだ！」と、
養蜂の提案をすると、「ミツ
バチで地域活性化の夢を見よ
う！」と、経験がある人や興
味のある人が次々集まりました。
誰かにやらされているの
ではなく、やっついて楽しい
地域づくりをする。「蜂の夢」

からBee夢クラブと名付
け、活動を開始しました。

当初は、思ったようにミツ
バチが入らず、自然界の奥深
さを思い知り、簡単には進ま
ない活動に焦りました。そこ
で、ミツバチを呼び寄せるた
めに蜜源の花を咲かせよう
と、遊休農地を十アールお借
りして蕎麦を育ててみるこ
とにしました。すくすく育ち小
さな可愛い花が一面に咲き遊
休農地だったとは思えない風
景となりました。現在は、収
穫した蕎麦を使用し、手打ち
そばを毎月二十八日「ふれ愛
そば二八」という名前でイベ
ント開催しています。

この四年間の養蜂と蕎麦栽
培の成功と失敗の繰り返し、ま
さメンバの絆を強くし、まさ
に「地域のお宝発見！」とな
りました。今後も丹波市の恵
まれた自然の力を頂きながら
地域の活性化、遊休農地の活
用のヒントを見つけられれば
と考えています。

十年先の 農業を考える

市島町中竹田

ひょうたん農場株式会社

代表取締役 須原 隆一

実家が営む農業を継ぎ約
十六年。平成三十年には家族
経営から法人経営に切り替
え、更なる規模拡大を進めて
います。

現在は、四十ヘクタール強
の農地を地主さんからお預か
りして稲作（コシヒカリ、も
ち米、酒米）や黒大豆、大納
言小豆の生産、繁殖和牛の飼
育を行っております。

当農場は、環境に配慮し



[代表取締役の須原隆一さん]

た「循環型農業」を実施して
おり、飼育している牛の糞や
籾殻、ぬかななどを混合し、発
酵・熟成させてできた堆肥を
土づくりに利用し、水稲生産
で出た稲わらは牛のエサなど
に活用しています。今後は畜
産、耕種のバランスを取りな
がら、丹波の特産品の栽培に
も力を入れていきたいと考え
ています。

農業者の高齢化が進む中、
ひょうたん農場では二十代、
三十代を中心に動いていま
す。その若さを最大限に生か
し地域貢献に努め、地域の活
性化、農産物生産に励んでい
きたいです。

そして、若い世代の受け皿
となり未来に繋がる農業の形
を地域と共につくっていきたく
と考えています。

「ひょうたん農場株式会社のホームページ」



ご存知
ですか？

知って得する農業者年金

老後の備えは **国民年金** + **農業者年金** で！

農業者は長生き！！

65歳からの平均寿命は…



老後の家計費月額 24万円

国民年金だけでは月額13万円
1カ月あたり10万円程度不足！

農業者年金はメリットがたくさん！！

メリット
1

「積立方式・確定拠
出型」で少子高齢
化でも安心

メリット
4

加入と脱退は自由、
再加入もいつでも
可能

メリット
2

終身年金
(80歳までに亡く
なった場合、死亡
一時金をご遺族に
支給)

メリット
5

保険料は2万円か
ら6万7千円まで
千円単位で自由に
設定可能

※制度が一部変更されています。
詳細はP7のポイント1を参照

メリット
3

支払った保険料は
全額が社会保険料
控除の対象となり、
大きな節税効果

メリット
6

認定農業者などに
は、保険料の国庫
補助あり

農業者年金への加入要件は3つのみ！！

**国民年金第1号
被保険者**

※国民年金保険料納付免除者を除く。

**年間60日以上
農業に従事する方**

60歳未満の方

※令和4年5月から変更されます。
詳細はP7のポイント3を参照

農業者年金の加入推進を 行っています。

丹波市農業委員会では、農業者に特化した公的な終身年金である農業者年金の加入推進を行っており、市内の農家さんを対象に個別相談会を随時開催しております。

個別相談会では専門の職員を招聘し、農家さんのご意向と実情にあわせて説明を行い、農業者年金の内容をご理解いただけるようにいたします。

農業者年金にご興味のある方は、お住まいの地区の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局（☎0795-74-1504）までお気軽にお問合せください。



[個別相談会の様子]

農業者年金制度の一部改正について

ポイント
1

令和4年1月から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定新規就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】
（千円単位で選択できます）



ポイント
2

令和4年4月から

年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

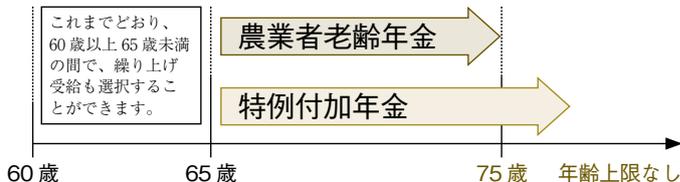
（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給条件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢制限なし）

これまでどおり、60歳以上65歳未満の間で、繰り上げ受給も選択することができます。



【年金の受給条件】

- 【農業者老齢年金】
 - ・ 65歳以上であること
- 【特例付加年金】
 - ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
 - ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
 - ・ 65歳以上であること

ポイント
3

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上65歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



丹波市農業委員会が定める下限面積

農地を売買・贈与・貸借する場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。その許可要件の1つに許可後の耕作面積が下限面積（別段の面積）に達する必要があります。

下限面積（別段の面積）については、地域の実情に応じて農業委員会の判断で定めることができ、丹波市農業委員会では、下記のとおり定めています。

下限面積 (別段の面積)	左に掲げる別段の面積を適用する区域
1 アール	空き家に付随した農地 (農業委員会が指定した農地に限る)
10 アール	丹波市の区域のうち1アールの区域を除く下記の区域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 第8条第2項第1号の規定により農用地区域に指定された区域以外の区域
30 アール	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域

※ 詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

※ 貸借は、農業経営基盤強化促進法の「利用権設定」でも権利設定が可能です。



[家族みんなでしめ縄を作られている様子]

表紙の説明

お正月になると玄関や軒先に飾られるしめ縄(しめ飾り)。

大森さんのお宅では、20年以上前から、その年の干支にちなんだしめ縄を作られています。

今年のしめ縄は
長さが約2.2mも
あるそうです。



発行：丹波市農業委員会 編集：情報提供検討委員会

委員長 三村 俊一
委員 徳田 悦郎
委員 細見 滋樹

副委員長 村上 良之
委員 泉山 數年
委員 吉見 茂

委員 安達 謙藏
委員 田中 喜義